

平成26年6月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成26年(行コ)第63号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件(原審・
東京地方裁判所平成24年(行ウ)第783号)

口頭弁論終結日 平成26年5月26日

判決

控訴人 田中酸素株式会社
被控訴人 国
処分行政庁 中央労働委員会
被控訴人補助参加人 田中酸素労働組合
(以下「補助参加人」という。)

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は,控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会(以下「中労委」という。)が,中労委平成23年(不再)第89号不当労働行為再審査申立事件について,平成24年10月3日付けでした命令を取り消す。
- 3 訴訟費用は,第1,2審を通じ,被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

本件事案の概要は,次のとおりである。控訴人の従業員らで組織されている労働組合である補助参加人は,山口県労働委員会(以下「山口県労委」という。)に対し,①控訴人が,補助参加人に対し,平成21年10月17日の団体交渉における合意事項についての同月22日付け労働協約(以下「本件労働協約」という。)や,平成21年12月19日の団体交渉における合意事項(以下「本件合意事項」という。)に反する対応をしたこと,②控訴人が補助参加人による平成22年1月26日及び同年3月22日の団体交渉の申入れを拒否したことなどが不当労働行為に当たるとして,控訴人の誠実な交渉などを求める旨の救済の申立てをした(山労委平成22年(不)第1号。以下「本件救済申立て」という。)。山口県労委は,平成23年12月8日,控訴人に対し,平成21年の冬季賞与及び平成22年1月の昇給に係る控訴人の対応が労働組合法7条2号の不当労働行為に当たるとして,今後の賞与又は昇給に関する団体交渉において本件労働協約を遵守し必要な資料を提示して控訴人の主張の根拠を具体的かつ合理的に説明し誠実に対応することを命じた(以下「本件初審命令」という。)。本件初審命令を不服とする控訴人は,中労委に対し,本件初審命令の救済部分の取消し及びこれに係る申立ての棄却を求めて再審査を申し立てた(中労委平成23年(不再)第89号事件)ところ,中労委は,平成24年10月3日,上記再審

査申立てを棄却する命令をした（以下「本件命令」という。）。そのため、控訴人は、東京地方裁判所に対し、本件命令を不服として、その取消しを求めた（頭書事件）。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、これを不服とする控訴人が、請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張の要旨は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 4頁20行目の「原告代表者であるB1社長」を「控訴人代表取締役社長B1（以下「B1社長」という。）」に改める。
- (2) 5頁13行目、7頁9行目（2箇所）、9頁18行目及び11頁22、23行目の各「B1社長」をいずれも「B1社長」に改める。
- (3) 6頁20行目の「冬季賞与総額600万円」を「冬季賞与の総額を600万円とすること」に改める。
- (4) 7頁1行目の「交渉経緯」を「交渉経緯等」に改める。
- (5) 8頁1行目の「初審命令」を「救済命令」に改める。
- (6) 同2行目の「初審命令救済部分」を「救済部分」に改める。
- (7) 9頁2行目、10頁26行目及び14頁21行目の各「B1親子」をいずれも「B1親子」に改める。
- (8) 9頁2行目の「B1と同じ」を「B1と同じ」に改める。
- (9) 同25行目の「原告側」を「控訴人」に改める。
- (10) 13頁5行目の「賞与総額600万円」を「賞与総額が600万円」に改める。
- (11) 同18行目の「賞与総額600万円の根拠」を「賞与総額が600万円とされた根拠」に改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、下記1のとおり補正し、2を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1及び2に説示するとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の補正

- (1) 17頁22、23行目の「同賞与総額600万円の根拠」を「同賞与の総額が600万円とされたことの根拠」に改める。
- (2) 19頁11、12行目及び20頁2行目の各「冬季賞与総額600万円の根拠」をいずれも「冬季賞与の総額を600万円とした際の根拠」に改める。
- (3) 21頁3行目、同14行目及び同19行目の各「B1社長」をいずれも「B1社長」に改める。
- (4) 21頁21行目の「本件労働協定」を「本件労働協約」に改める。

(5) 23頁26行目の「B1親子」を「B1親子」に改める。

- 2 控訴人は、従業員40人あまりの小規模な会社であり、大企業における屋上屋を重ねるような詳細な査定表は必要がなく、専ら組合員の人事考課表を基に団体交渉をしていくことができるなどと縷々述べて、控訴人が本件合意事項②の合意に従った対応をしていないと判断した原判決の判断は、小規模な事業体における具体個別的な合理性、妥当性を考慮せずに大企業のやり方を当てはめたものに過ぎず、誤っていると主張する。しかし、本件合意事項②は、組合員の人事考課表のほかに、売上、利益その他査定に使用した資料も提示することを合意したものである。そうであるとすると、組合員の人事考課表のほかに査定に使用した資料はないとする控訴人の対応は、本件労働協約及び本件合意事項に則り誠実にされたものということとはできない。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。
- 3 その他、控訴人は縷々主張して、原判決の認定および判断を非難するが、いずれも原判決の判断を左右するものとはいえない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部